

県内で事業を実施される皆様へ

愛知県 国家戦略特区 利子補給制度のご案内

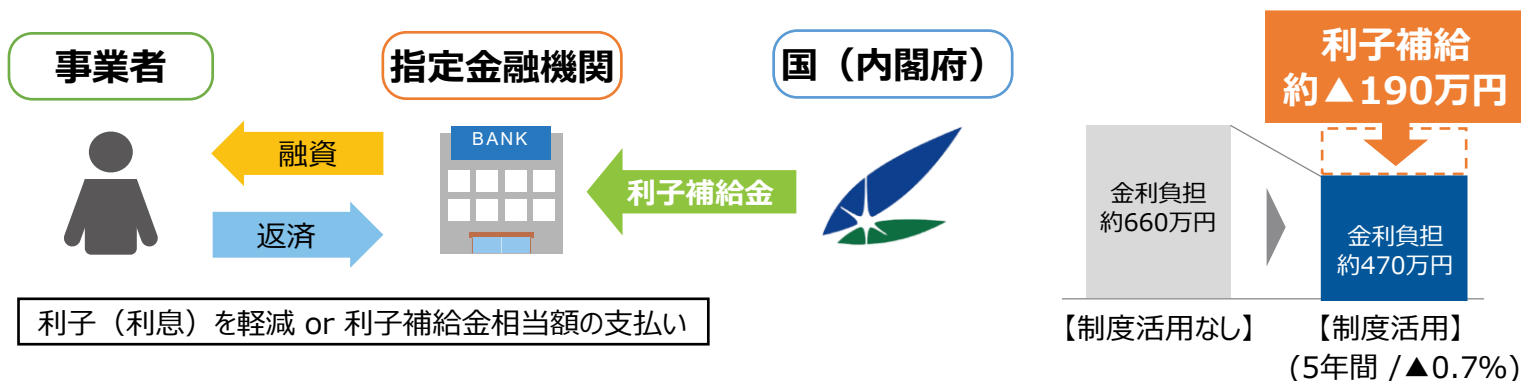
利子補給とは？

特区に資する民間事業(県及び内閣府において対象とするもの。)を実施するうえで、国の指定を受けた金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、**利子補給金(5年間／最大0.7%)**を支給する制度です。

■制度のイメージ

■負担軽減のイメージ

(1億円/期間5年/固定金利2.4%のケース)



💡 **金融機関の融資の利子負担(初期投資)を軽減
⇒ 特区(地方創生)に資する民間事業を支援！**

どんな事業が対象？

事業者

規模の制約なし(中小・ベンチャーに限らない)

分野等

幅広い分野・内容を対象可能

(例) 農林水産 / エネルギー / 情報通信 / 人・物の移動
安全性確保 / 生活環境 / その他 など

特性等

地域／特区の実情に応じつつ、以下を満たす事業を幅広く対象化

- 先進的・革新的な事業(ファーストペンギン等)
- 官民金等地域の関係者が連携した
戦略的継続性の認められる事業(セカンドペンギン等)

2025年
4月から
要件が緩和
されました！

主な事業のイメージ

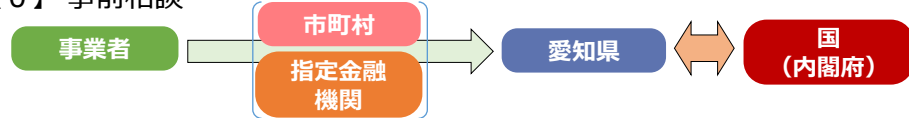
- 特区の目指す分野等に係る工場の新設／増設／移転等整備
- 当該分野等に係る研究開発等
- 当該分野等に係る新商品の開発・製造用の設備の導入
- 当該分野等に係る生産改善設備等の導入
- 当該分野等に関連する滞在施設(宿泊／飲食)や物流施設等の整備
- など

💡 **具体的な事業内容が対象となるかはお問合せください！**

手続きなどの詳細については裏面をご覧ください

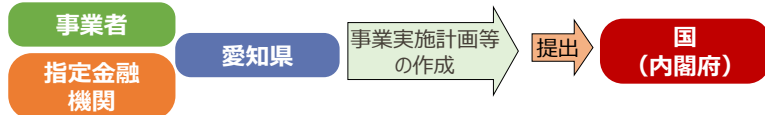
ご利用の流れ

【0】 事前相談



💡 事前相談は前広にお願いします

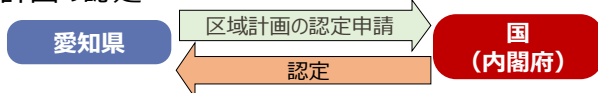
【1】 応募



💡 年5回程度の募集期間内に応募様式を提出します

- ① 2026年4月6日～15日
- ② 2026年7月6日～15日
- ③ 2026年10月1日～13日
- ④ 2026年12月1日～10日
- ⑤ 2027年2月（予定）

【2】 国家戦略特区 区域計画の認定



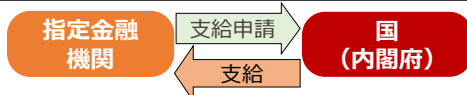
💡 国家戦略特区 区域会議（年4回程度予定）にて、利子補給金を活用するための認定申請を行い、内閣総理大臣から認定を受けます

【3】 契約



💡 区域計画認定後に事業着手をお願いします

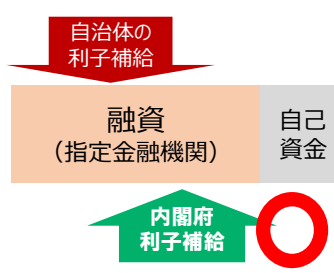
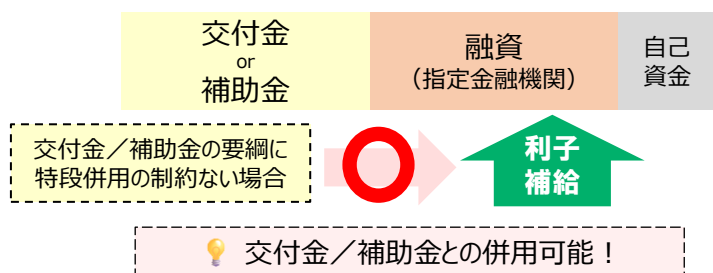
【4】 支給



💡 年2回支給申請が必要です
💡 最終支給までに 事業を完了する必要があります

2.5
ヶ月
(目安)

交付金・補助金や自治体の利子補給との併用が可能です



💡 自治体の利子補給との併用可能（自治体要綱に制約がない場合）
※但し利息を上回る支給不可
※国の他の利子補給とは併用不可

💡 その他、ふるさと融資との併用や協調融資にも活用可能

国の指定を受けることが可能な金融機関とは？

銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、日本政策投資銀行等が指定を受けられます。
愛知県内を営業エリアとする金融機関では、一部の銀行等が指定されています。

愛知県国家戦略特区とは？

「国家戦略特別区域（特区）」は、地域を限って大胆な規制改革を実行することも目的に創設された国の制度で、県は、「産業の担い手育成のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点」として、2015年8月に指定されました。

事業者が活用した事例は？

県内では、これまで3つの事業者が活用しています。（2026年3月現在）

もっと詳しく知りたい方は

下記のお問合せ先までご連絡下さい。なお、内閣府のウェブサイトに募集案内やよくあるお問合せが掲載されていますので、合わせてご確認ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyuu/index.html>



お問合せ

愛知県 企画課 企画第五グループ

TEL : 052-954-6091

E-mail : kikaku@pref.aichi.lg.jp

